

(一般社団法人) いばらき市民エネルギー
専務理事
古山 均

金融商品取引法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に関する 経過措置の期間延長に関するお願い

平成26年5月14日、金融庁から、「適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等の公表」（以下、「本見直し」）が行われました。今後は、「適格機関投資家等特例業務を行う者が、ファンドの販売等を行うことができる投資家の範囲を、現行の適格機関投資家及び適格機関投資家以外の者から適格機関投資家及び金融商品取引業者等（法人のみ）、ファンドの運用者、ファンドの運用者の役員・使用人・親会社、上場会社、資本金が5千万円を超える株式会社、外国法人、投資性金融資産を1億円以上保有かつ証券口座開設後1年経過した個人等にする」とのことです。

本見直しの公表は、私たち、小規模かつ一回限りの特例業務届出による「市民出資ファンド」の自己募集への取組みを進めてきた者にとっては、あまりに唐突であり、私たちのほかにも、同法第二条第八項第十五号に掲げられた匿名組合等の権利の取得の申し込みの勧誘を開始するには多少の時間を要する事例も少なくないものと思われますので、以下2点につき、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

1. この政令の施行の日を、平成26年12月31日まで延期していただくこと
2. 適切な事業計画書の提出を条件として、この政令の施行の前日に金融商品取引法第六十三条第一項第一項及び第二号に掲げられた特例業務の届出を行った者については、同法第二条第八項第十五号に掲げられた権利の取得の申し込みの勧誘の開始時期、および同運用の開始時期を、半年から最長1年程度延期できるようにしていただくこと

(趣旨説明)

私たちは、固定価格買取制度の実施を受け、昨年来、茨城県において、一般市民から資金を集め、小規模な太陽光発電所を建設する事業の準備に取り組ん

でまいり、去る3月には合同会社市民ソーラーいばらき産直ネット・県南筑波を設立し、同合同会社による特例業務の届出を行なう手筈を整えておりました。

しかしながら、茨城県内における昨年来の大企業等によるメガソーラーの建設ラッシュにより、去る3月、東京電力は、送電網への受入れ容量が限界に達したとして、新たな連系接続（送電線への接続）を半年から1年先に延期すると一方的に通告してきました。

私たちは、まさに本年4月から特例業務届出により市民出資ファンドの自己募集に取り組もうとしていたのですが、送電線への接続時期（すなわち、売電開始時期）が確定しない状況下では、施工業者への設置費用の支払いを要する太陽光発電所の着工自体を延期せざるを得ないと判断し、これまでのところ、特例業務届出も延期してきておりました。

今般の金融商品取引法施行令改正案によりますと、金融商品取引法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に関する経過措置として、

「この政令の施行の際現に金融商品取引法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る適格機関投資家等特例業務（同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。）を行っている特例業務届出者（同条第三項に規定する特例業務届出者をいう。）及び金融商品取引業者等（同法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）が行う同法第二条第八項第十五号に掲げる行為（この政令の施行の日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限る。以下この項において同じ。）については、当該行為が終了するまでの間は、この政令による改正後の金融商品取引法施行令第十七条の十二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。」とされております。

私たちは、上述のとおり、本年4月には特例業務届出を行い、自己募集を開始する予定で諸般の準備を進めてきましたので、今般の政令施行前に、金融商品取引法第六十三条第一項第一号及び第二号に掲げる行為（募集及び運用）に係る特例業務の届出を行い、第二条第八項第十五号ハに掲げる行為（匿名組合契約に基づく権利）の取得の申し込みの勧誘を開始する所存です。この届出により、私たちの自己募集及び運用につきましては、従前どおりの取り扱いとなるものと理解しております。

ただし、私たちと致しましては、東京電力に対する売電開始時期が確定していない現況では、募集行為の終了時期をかかるとなる売電開始時期の数か月前まで延長し、運用開始（施工の開始に伴う支払い）はその後とするのが妥当と考えております。

特例業務届出により、「市民出資ファンド」という形で一般市民から資金を集め小規模な太陽光発電所等を建設しようとする事業は、今日、全国各地に広がっているものと思われませんが、上述のような事由により特例業務届出に至っていない事例は、私たちに限らず、多々生じていることと思います。

従いまして、初めに掲げましたとおり、この政令の施行の日を、平成26年12月31日まで延期していただくとともに、適切な事業計画書の提出を条件として、権利の取得の申込みの勧誘開始時期、および同運用開始時期を、半年から最長1年程度延長していただけるようお願いする次第です。

以上

